

# 葛南教育事務所だより



## 障害者理解：障害がある人と共に社会をつくるために、何ができるか

【指導室】

### 令和元年度 葛南地区中学生・高校生との交流会

7月29日(月)に県立薬園台高等学校、船橋市立習志野台中学校、同市立七林中学校、同市立坪井中学校の生徒27名と県教育委員会職員17名が参加し、薬園台高等学校文化ホールを会場として「令和元年度 葛南地区中学生・高校生との交流会」を行いました。

この交流会は、中・高校生と県教育委員会の職員が学校生活や日常生活等の中で考えている事柄や問題について意見交換をし、今後の教育施策に生かすことを目的に行われています。開催に当たり、船橋市教育委員会、参加校の校長先生をはじめとする先生方の御協力もいただきました。

今年度は、東京オリンピック・パラリンピックを来年に控えていることもあり、「障害者理解」をテーマとしました。高校生のリーダーシップの下、活発なグループ協議が行われました。

県教育委員会の職員が各グループに3名ずつ参加し、時折生徒からの質問に受け答えしながら、生徒たちの意見や考えを聴きました。難しいテーマながらも、事前に自分で調べたことや自身が体験したことなどから、障害者への理解の深め方やより良い接し方について、様々な視点に立った意見が出されました。「障害のある方の



不自由さや気持ちは体験しないとわからない。」

「障害のある方が自分でしたいことと支えてもらいたいことはその人その人で違うだろうから、よく聞き取るなどして理解を深めないといけない。」「この交流会のように、障害のある方のことについて理解を深めるための情報共有や意見交換をする機会がもっと必要だ。」「学校で体験的な学習機会を増やしてほしい。」「環境面や技術面での進歩がまだまだ必要だ。」などの意見が出ました。



交流会の前に、高校生が中学生と親睦を深める時間を設けたことで、グループ協議は和やかに行われました。参加した生徒の感想には「今まで深く考える機会がなかったテーマなので、いろいろなことが学べた良い機会だった。」

「この交流会で出た意見をこの場で終わらせず、発信していくことが必要だと思う。」「難しいテーマだったが有意義な話し合いだった。」「パラリンピックの観戦や、障害のある方と直接話をする機会などに、積極的に参加したい。」「結論は出せなくとも、自分たちにもできることがあると発見できて良かった。」「もっと時間をかけて話し合いたい。」などが挙がりました。



## 新学習指導要領全面実施に向けた取組進む～学校訪問～

【指導室】

一学期に、16校の「合同訪問」を実施しました。各学校で、個々の教員の指導力向上や様々な学校体制づくり、授業改善、指導計画の見直し、環境整備の確立等の機会として「合同訪問」を活用していただいています。

また、訪問を通して、学校の教育目標を全教職員で共通理解し、各学校で育てたい資質・能力の育成に向けて、日々の教育活動を進める動きの広がりが伝わってきました。

授業を参観した多くの学校で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教材や教具、学習形態、ICTの利用等、様々な工夫が見られる授業が展開されていました。特に、「対話的な学び」を意図して、ペア学習やグループ学習を取り入れて授業改善を図ろうとする試みが多々見られました。

「主体的・対話的で深い学び」の一層の進展に向け、例えば次のような点についてはいかがでしょうか。

### □ ペアやグループでの活動では、互いの見方や考え方を踏まえた「学び合い」が進んでいますか

理解している児童生徒が他の児童生徒に対し、自分の見方や考え方で「教え込んで」しまっている場面が見られました。児童生徒には、まず互いに相手の見方や考え方を理解しようとする姿勢、その上で意見の交流を行おうとする姿勢を高めていきたいところです。それにより、児童生徒は自分の見方や考え方で思考を進められ、互いの「深い学び」につながることを期待できます。

### □ その前提として、個々の児童生徒が、課題の解決に向けて見通しをもつことができているか

「主体的な学び」を進めるためには、まず児童生徒が自ら疑問をもつことが必要です。そして、疑問を整理したり焦点化したりするにつれて、解決に向けた見通しが立っていきます。

ただし、疑問の整理や焦点化の進み方には、個人差があります。整理や焦点化がうまく進まない児童生徒が複数見られるときには、例えば、それらの児童生徒を集めて課題の単純化・具体化を図り、「わかること」「できること」から当初の課題へと発展させるような支援が考えられます。

## 葛南管内では「授業がよく分かる」に課題～全国学力・学習状況調査から～

### □ まずは、導入場面で、児童生徒一人一人の興味・関心を高める工夫をしていますか

日々の授業で、例えば「今日は、この問題について考えてみたいと思います。」と教師が課題を提示し、一人一人の児童生徒が課題意識をもつ前に、課題の解決に取り組むよう求めてはいないでしょうか。

全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果から、葛南管内では、小学校算数や中学校国語・数学で教科への「関心等」が全国的な状況を下回り、特に、「授業の内容がよく分かる」に課題が見られました。

まずは、前述のように、導入場面で児童生徒一人一人が自ら疑問をもち、疑問の整理や焦点化が進むように素材の提示の仕方や発問を工夫することで、一人一人の興味や関心の高まりにつながっていくことが期待できます。

### □ 調査結果を学校全体で共有し、学年間や教科間で連携して改善に向けて取り組んでいますか

「自校の分析結果について、調査対象学年・教科だけではなく、学校全体で教育活動を改善するために活用している」「・・・調査や各種データに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している」で、「よく行った」「よくしている」の本管内の割合は、全国的な状況を大きく下回っています。質問紙調査の結果も含め、児童生徒の資質・能力の状況を確認し、まずは学校全体で共有しましょう。

今後も、各校の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等が一層進むよう支援していきます。

## 特別支援学級・通級指導教室における自立活動の指導について

【指導室 特別支援教育班】

児童生徒一人一人の実態を把握し、一人一人に応じた指導内容をどの学習活動で設定していくかを整理することで、一人一人の実態に応じた適切な自立活動の指導につなげていきます。

特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程については、小中学校新学習指導要領において次のように基本的な考え方が示されています。 ※中学校について「児童」を「生徒」に読み替えてください。

### 第1章 総則

#### 第4 児童の発達への支援

##### 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

##### (1) 障害のある児童などへの指導

イ 特別支援学級において実施する教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級指導による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

[小学校新学習指導要領総則から抜粋]

自立活動の内容は、新学習指導要領では現行から1項目追加され「6区分27項目」になり、他の項目においても加筆されたものもあります。

### 自立活動の内容

区分	項目
1 健康の保持 生命を維持し、日常生活を行うために必要な身体の状態の維持・改善を図る	(1)生活のリズムや生活環境の形成に関すること
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること
	(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること
	(5)健康状態の維持・改善に関すること
2 心理的な安定 自分の気持ちや感情をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲の向上を図る	(1)情緒の安定に関すること
	(2)状況の理解と変化への対応に関すること
	(3)障害による学習上または生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること
3 人間関係の形成 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培う	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること
	(2)他者の意図や感情の理解に関すること
	(3)自己の理解と行動の調整に関すること
	(4)集団への参加の基礎に関すること
4 環境の把握 感覚を有効に活用し、空間や時間などの概念を手掛かりとして、周囲の状況を把握したり、環境と自己との関係を理解して、的確に判断し、行動できるようにする	(1)保有の感覚の活用に関すること
	(2)感覚の認知の特性についての理解と対応に関すること
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること
	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること
5 身体の動き 日常生活や作業に必要な基本動作を習得し、生活の中で適切な身体の動きができるようにする	(1)姿勢と運動・動作の基礎的技能に関すること
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること
	(3)日常生活に必要な基本動作に関すること
	(4)身体の移動能力に関すること
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること
6 コミュニケーション 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるようにする	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること
	(2)言語の受容と表出に関すること
	(3)言語の形成と活用に関すること
	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること
	(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること

※ 特別支援学校小学部・中学部学習指導要(平成29年4月)に明示されている内容を表にまとめ、一部加筆修正したものである。

[千葉県教育委員会『特別支援教育指導資料 平成30年3月』から抜粋]

## ◎ 管内小学校自閉症・情緒障害特別支援学級の実践事例を紹介します

## &lt;実態の把握&gt;

	Aさん	Bさん
対人	・慣れた相手には自分から話しかけるが、会話は一方的になる。 ⑩ ① ⑨	・誰にでも話しかけるが、否定的な言葉に敏感に反応する。 ⑩ ① ⑨
集団参加	・一斉の指示では理解が難しいが、個別に指示を出すことで安心して参加する。 ⑩ ① ⑨	・予め活動する内容や時間を決めておくことで、その場で過ごすことができる。 ・自発的な集団参加は少ないため、教員からの言葉かけが必要。 ⑩ ① ⑨ ⑧
衝動性	・不安感が強く、慎重に行動するため衝動的な行動は見られない。 ⑩	・走り出す、怒り出す、奇声をあげる等がある。周りから理由が分からない場合もある。 ⑩ ⑨

「健康の保持」 ⑩ 「心理的な安定」 ⑩ 「人間関係の形成」 ① 「環境の把握」 ⑨  
「身体の動き」 ⑨ 「コミュニケーション」 ⑨

## Point 1

在籍している児童生徒の実態を表にまとめることで、同じような課題であっても、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に違いがあることに気付くことがあります。

## &lt;年間計画の作成&gt;

	名前	4月	5月	6月	7月	3月
健康の保持	Aさん	・体力増強 ・うがい、手洗いの定着 ※学校生活の様々な場面で行っていく				
	Bさん					
心理的な安定	Aさん	・気持ちを伝える言葉を知る	・気持ちを言葉で伝える	・不安な時の対処の仕方を知る		
	Bさん	・ストレスの発散方法を知る		・気持ちの調整方法を身に付ける		
人間関係の形成	Aさん	・担任とのかかわりを深める	・友達とのかかわりを深める	・小集団で学ぶ ※主体的な活動を増やす		
	Bさん			・友達とのかかわり方を学ぶ	・小集団で学ぶ ※待つことや譲ることを経験する	

## Point 2

年間計画を作成することで、個別での指導、集団での指導のどちらがより効果的となるのかが明確になってきます。また、自立活動の指導は、自立活動の指導の時間だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、及び特別活動等の学校教育のあらゆる機会を通じて指導していきます。

「特別支援学校学習指導要領解説自立活動編」(平成30年3月)では、「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例」が障害種ごとに例示されています。こちらも参考にしてください。



# 不祥事根絶に向けて

【管理課】

教職員による不祥事は、学校教育に対する県民の信頼を著しく失墜させる行為であり、なんとしても根絶しなければなりません。不祥事を起こすと、児童生徒、保護者、地域の方と積み重ねてきた教育の成果・信頼を一瞬で失い、その後も学校に対する大きな不信感が残ります。

「自分の市から、自分の学校から不祥事を出さない！」という強い信念を持ち続け、一致団結して取り組んでいきましょう。

## ＜不祥事を出さないキーワード＞ 切実感・当事者意識・連帯感

### （1）学校の実態に合わせ、具体的な事例を挙げた参加型の研修会を実施

- 例：①わいせつ・セクハラ行為の防止「疑似恋愛型セクハラ、酒席でのセクハラ」  
②個人情報の管理「校外への持ち出し、SNS等ネットモラルについて」

### （2）チェックリストの活用

不祥事根絶パンフレット「信頼される教職員のために」セルフチェック一覧を定期的に活用しましょう。職員会議や学年会議等の後、項目を絞って実施し、「個々の振り返り」と意見交換の場を設定するのも一つの方法です。

### （3）校内モラルアップ委員会活動の充実

ボトムアップ型の校内モラルアップ委員会の活動を充実させ、「何でも相談できる風通しのよい職場づくり」を進めていきましょう。不祥事の根絶には「不祥事につながる要因」を断ち切ることが重要です。連帯感を高め、お互いに声をかけ合いながら不祥事を生まない職場を築いていきましょう。

# モラルアッププロジェクト委員会

【管理課】

葛南教育事務所では管内各市の中堅教員が中心となり、モラルアップの向上を図るため、「葛南教育事務所モラルアッププロジェクト委員会」を行っています。

モラルアッププロジェクト委員会は、各市の先生方（令和元年度は第10期委員と第11期委員の22名）と、各市教育委員会より1名の委員、葛南教育事務所の委員で組織されています。

今年度も年間4回、委員会を開催し、モラルアップに関する研修企画力の向上を図り、管内各市において核となる人材を育成するとともに、各校の校内モラルアップ委員会の活性化を図ることを目的として活動をしています。各学校でも、モラルアップ委員会の活動を生かし、「信頼される学校づくり」と「働きやすい職場づくり」のために、モラルアップ委員を中心とした取組を実践してください。



# 令和元年度 教職員人事評価研修会

【管理課】

平成28年4月に改正地方公務員法が施行されたことに伴い、本県において実施している人事評価制度も4年目を迎えました。

千葉県では、「新しい人事評価制度」の実施にあたり、教職員の人事評価制度への理解と評価精度を高め、円滑に実施することを目的に、校長・副校長・教頭先生方を対象に、「教職員人事評価研修会」を実施しました。

葛南教育事務所管内では、5月13日(月)・14日(火)に校長先生方を対象に、6月5日(水)・6日(木)に副校長・教頭先生方を対象に研修会を実施しました。

研修会は2部に分けて行われ、第1部は「人事評価制度の概要と手続き」について、各時期の手続き及び評価の方法等についての説明、第2部では各グループに分かれて、演習や協議が行われました。

演習では実際の事例をもとに人事評価のセルフチェックを行った後、グループ内で能力総合評価の実際について、熱心な話し合いが行われました。

千葉県教育委員会では、人事評価制度について、管理職の先生方だけでなく、教職員の方々の周知・理解を進めるため、ホームページに規則の改正や実施要領、手引きやリーフレットを掲載していますので、ぜひご覧ください。



# 学校運営スキルアップ研修会

【管理課】

学校運営スキルアップ研修会は、学校管理及び学校運営にかかわる課題等に関する研修を通して、将来のリーダーを育成するために、毎年実施しています。

今年度も、8月1日(木)、葛南教育事務所大会議室に於いて管内5市から60名の先生方を対象に1日研修会を実施しました。

始めに、葛南教育事務所 山下所長より、研修への心構え、葛南教育事務所の重点目標等についての話がありました。

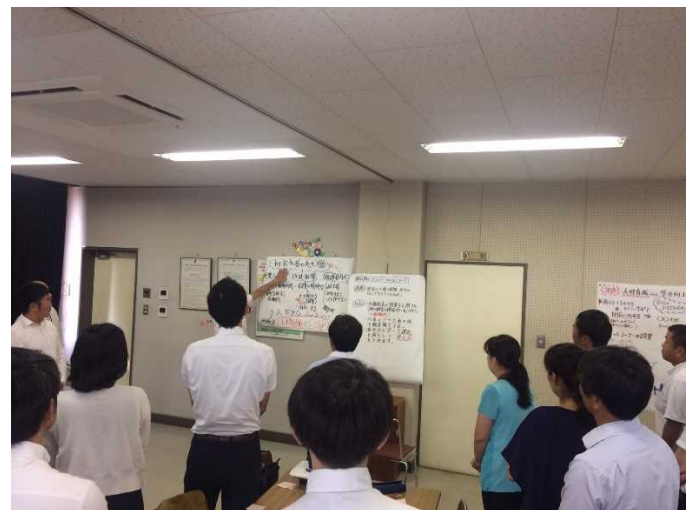
午前中は、五十嵐次長より「教職員のリーダーとしての役割について」や「ミドルリーダーに期待したいこと」についての話がありました。

次に管理主事より教育法規についての演習があり、「千葉県教育関係職員必携」を使った実践形式の研修を行いました。

その後は、井上指導室長より、「新学習指導要領の実施に向けて」学習指導要領改訂までの経緯、教育課程の理念についての話があり、新学習指導要領だけでなく、授業改善についても理解を深めました。

最後に、宍浦管理課長より「職員のモラルアップ」についての話を聞いた後、グループで自校の課題を出し合い、自分たちに何ができるか、アイデアと実行力を問われる演習を行いました。

内容も盛りだくさんの研修会でしたが、学校を支えるリーダーとしての役割について学べたことと思います。



## &lt;参加者の感想&gt;

- ・自分の勤務校がよりよい組織となるために何が必要か考えさせられた。教務主任として何ができるか、どのようにすべきか、その指標を学ぶことができた。
- ・ミドルリーダーとしての自覚を高め、学校運営に貢献しなければならないことを再度確認した。ミドル・アップダウンの役割を果たしていきたい。また組織に良い影響力を与えられるように頑張っていきたい。
- ・普段自分が行っている活動の根拠が明らかとなり、大変勉強になった。法令は「縛られるもの」としての意識があったが、それとは逆に「自分を守ってくれるもの」という意識が変わった。
- ・もう一度学力調査を振り返り、自校の強み、弱みをはっきりさせることが必要だと思った。校内研修等で取り組んでみたい。
- ・秋田県の授業の話を参考にして、誰もが使える授業のスタイルやルールなどを考えていきたいと思いました。若い世代にも学校に戻ったら話をしてみたいと思います。
- ・各校の課題には多くの共通点があり、同じような悩みをもっていることがわかった。それらを解決していくためには、我々のアイデアと実行力が不可欠だと改めて実感した。
- ・働き方改革について関心が高いことに改めて気づかされました。本日情報交換したことの中から学校に持ち帰って提案していきたいと思いました。

小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校編

平成31年度 初任者研修テキスト

## さわやか先生



千葉県教育委員会



# 知っておくと良いかも！

給与関係諸帳簿点検を実施した中で、実際にあったケースをいくつか御紹介します。

戻入については5年間遡ることから、場合によっては、多額の戻入になることもありますので御注意ください。

扶養や通勤等の状態が変わるときは、早めに管理職・事務担当者へ連絡しましょう。また、毎月の給与明細を確認の上、疑問な点等がありましたら事務担当者へ相談すると良いでしょう。

教員特殊業務手当や教育業務連絡指導手当（主任手当）の実績も毎月すみやかに届け出るようにしてください。引き続き、手当の適正な支給事務に御協力をお願いします。

## 通勤手当関係

- ・通勤方法を原動機付自転車から自転車に変更したが、経路は変更しなかったため、届出なかった。  
⇒通勤の実態を変更する場合は届出が必要です。用具によって手当額が異なりますので、忘れずに届出をしてください。
- ・自宅から学校までの距離が徒歩で2km未満なのに、通勤手当が支給されていた。  
⇒徒歩による場合の最短経路が2kmに満たない場合は手当の対象になりません。自宅から学校まで徒歩により通勤する場合の経路と距離について、よく確認をしてください。

## 扶養手当関係

- ・被扶養者の収入について、所得証明書に記載以外の収入（遺族年金等）があり、収入限度額である130万円を超えてしまった。  
⇒扶養対象者の収入合計が130万円以上になる場合は、扶養手当の対象になりません。配偶者や子、父母等の収入の内容や変化について、注意しましょう。  
（個人年金や非課税の障害年金等も扶養手当の上では収入として扱います）

## 住居手当関係

- ・家賃無料期間があったが、手当を受給していた。  
⇒賃貸借契約に家賃無料期間がある場合、その期間は手当の対象になりません。該当がある場合は、事務担当者へ予め連絡しておくとう良いでしょう。



いつもお疲れ様です！  
給与明細は毎月確認して  
くださいね！